

消費生活センターニュース 第2号

「被害回復」から「被害予防へ」～教育・啓発活動を推進～



消費生活センターの活動をご紹介します！！

〈教育・啓発活動の様子〉

当センターでは、消費生活問題に関する市民の皆様からの苦情相談に対するアドバイスやあっせんによる被害回復などの支援に加え、消費者被害の未然防止を目的に、様々な啓発活動に取り組んでいます。

地域サロンや市民センターへの出前講座は、昨年度11件で受講者は延べ700人に達しました。この講座では市内で実際に発生した悪質商法の事例を「寸劇」で紹介することにより、その巧妙な手口を紹介し注意喚起を促すものです。また今年度は「ふれあいまつり」や市のビッグイベントにも積極的に参加しています。



〈オリジナル教育・啓発グッズ〉



国の消費者活性化基金制度を活用してオリジナル教育・啓発グッズを作成しました。市危機管理課と連携した「お断りうちわ」や「キャリアファイル」、「ストップ！悪質商法！だまされない」などで、出前講座やイベントなどでも配布しています。これらのグッズは消費生活相談員が相談活動から学んだ知恵を出し合い、市民の皆様が消費者被害に遭わないようにとの願いを込めて完成させたものです。ご希望の方には、消費生活センターで配布していますので是非ご活用ください。



～～～ 相 談 状 況 ～～～



今年度、上半期は相談件数529件と、昨年同時期を若干上回りました。23年度からセンター化を図ったことにより市民の認知度が大幅にアップしたため、他市の相談件数が軒並み20%前後減少している中、積極的な注意喚起や啓発活動が功を奏したものと考えます。

1位(100件)

パソコンや携帯電話のワンクリック詐欺や、誘導されて支払ってしまった出会い系サイト料金の相談。

2位(40件)

多重債務相談など、お金に関する被害や相談。市では多重債務者に対する支援を行っておりますので、安心して、最寄りの窓口までご相談ください。

3位(32件)

未公開株や社債などの投資詐欺の相談。